

## 診療報酬における後発品としての加算対象外品目のご案内

謹啓 時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
 平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。  
 さて、このたび、2019年8月19日付厚生労働省告示第87号により、同年10月1日より  
 診療報酬における後発品としての加算対象から外れる品目がありますのでご案内申し上げます。  
 今後とも倍旧のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

謹白

### 記

#### 1. 診療報酬における後発品としての加算対象外となる品目

製品名	包装	商品コード	統一商品コード	備考
エタノール「マルイシ」※ <sup>1</sup>	500mL	75011	190-75011-2	基礎的医薬品※ <sup>2</sup>
無水エタノール「マルイシ」※ <sup>1</sup>	500mL	75021	190-75021-1	基礎的医薬品※ <sup>2</sup>

※<sup>1</sup> 製造販売元：丸石製薬株式会社

※<sup>2</sup> 基礎的医薬品は後発医薬品ではないので診療報酬における加算対象外となります。

以上